

令和3年10月4日

所属長各位

財政課長

令和4年度当初予算編成方針について（通知）

新型コロナワクチンの接種が進んでいる現在においても、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況であるとともに、依然として国民生活及び社会経済情勢に深刻な影響が続いています。

国税を始めとする税収は一部持ち直しの様相も見られますが、飲食業を始めサービス業等の減収は続いており楽観できる状況ではないこと、その一方で感染防止対策費用の確保は必須となっていることから、今後の財政状況の見通しは昨年度に引き続き不透明な情勢です。

こうした状況の中でも令和4年度当初予算については、新型コロナウイルス感染症の予防対策と社会経済活動の両立を図りながら、平成29年度から令和8年度までを計画期間とする「第2次設楽町総合計画」で掲げた「まちに活気・まちに愛着・まちに自信」の具体化に向けて、引き続き各施策を着実に実行していくことが求められています。

さらに令和4年度の町の財政見通しとしては、

- 1 歳入の約4割を占める普通交付税は、令和3年度並みの見込み
- 2 今後の公債費を考慮した町債新規発行額の抑制
- 3 新型コロナウイルス感染症対応経費の確保及び行政デジタル化の推進

などにより、新たな視点とともに厳しい財政運営を強いられることが見込まれます。

以上を踏まえた予算編成については、下記のとおりとしますので歳入歳出予算見積書を調整し、期日までに提出されるよう予算決算会計規則第5条第1項の規定に基づき、町長の命により通知します。

記

第1 一般的事項

- 1 今後の財政見通しを勘案すれば全ての事業の継続実施は不可能であり、限られた財源の中で住民の要望に応じていくため安易に前例踏襲をすることなく、引き続き制度や事務事業の根本に立ち返り、必要性や有益性等を今一度確認するなど、必要な見直し・再構築を確実に行うこと。
また、事業創設と廃止に際しても、現状分析と将来見通しを適切に行い、慎重に判断すること。
- 2 「第2次設楽町総合計画(2017～2026)」の分野別行動指針における目標指標の達成に向けた施策展開を進めること。
- 3 全課共通の課題として、人口減少の進行を少しでも緩やかにするため、移住・定住施策の推進のほか、町独自の地方創生に資する施策の実現を目指すこと。
- 4 各種基金からの取崩し及び積立については、現住民への責務としての施策実施及び将来負担に対する備えの認識のもと適切に執行すること。
- 5 当初予算は、いわば役場業務の1年間の設計書であることを踏まえ、年度途中の安易な補正予算の計上を避けるためにも、一層、政策の熟度を上げるよう努めること。

第2 新型コロナウイルス感染症に関する事項

- 1 新型コロナウイルスとの共存を念頭に置きつつ、町民の生命・財産、雇用、仕事と生活を守り抜くため、必要な対応や施策を的確に実施すること。
- 2 町主催イベント、不急な建設事業などについて、感染状況等を踏まえるとともに万全な感染症対策のもと必要最小限の範囲で実施すること。

第3 歳入に関する事項

- 1 分担金及び負担金については、徴収基準に基づく適正な負担の確保を図ること。
- 2 使用料及び手数料については、事業に要する経費を補うよう必要に応じて金額の見直しを行い、料金収入の確保を図ること。
- 3 国及び県支出金については、各事業のメニューや補助事業の動向を把握し適切な財源確保に努めること。

第4 歳出に関する事項

- 1 過大に見積もることの他、原則として必要性、緊急性、事業効果などに欠ける経費は計上しないこと。
- 2 需用費については、次の点に留意すること。
 - (1) 消耗品の使用削減に努めること。
 - (2) 印刷物について、内部印刷を原則とするとともに、「広報したら」への掲載などにより経費の削減に努めること。
- 3 委託料については安易に外部委託せず、経常的なものについても内部執行に努めること。また、類似業務について一括発注するなど経費の削減に努めること。
- 4 工事請負費については、特に1件当たりの事業費が大きいことから事業効果を検討し、工法を含めた事業内容を精査のうえ、必要最小限度の額を計上すること。
- 5 負担金、補助金及び交付金については、時代の要請に合わないもの、所期の目的を達成したものの廃止や圧縮を重点的に行うこと。また、各種団体への補助金・交付金についても決算における繰越金が多額となっている場合は、団体と調整のうえ縮減を図ること。
- 6 町内事業者の受注機会を確保するため、分離・分割発注を図る他、早期発注による施工時期の平準化に努め、適切な事業執行を進めること。

担当 財政担当（荻野）

内線 152